

議案第7号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が、1級又は2級に該当し」を削り、「法律第45条」を「法律第45条第2項」に、「重度精神障害者等」を「精神障害者」に改める。

第3条第1項第2号中「重度精神障害者等」を「精神障害者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

精神障がい者の経済的な負担を軽減するため、精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている者を重度障害者等医療費助成制度の助成対象に加えることについて、所要の改正を行うもの。